

グローバル IP ネットワークサービス利用規約

第 1 章 総則

(本規約の目的)

- 第 1 条 グローバル IP ネットワークサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するグローバル IP ネットワークサービスの利用について定めるものです。
- 2 グローバル IP ネットワークサービス契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。
- 3 当社は、本規約によるほか、国際電気通信連合憲章（平成 7 年条約第 2 号）、国際電気通信連合条約（平成 7 年条約第 3 号）、条約付属国際電気通信規則（平成 2 年 6 月郵政省告示第 408 号）、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）その他の法令に基づき、契約者に対してグローバル IP ネットワークサービスを提供します。
- 4 当社がグローバル IP ネットワークサービスの円滑な運用を図るため必要に応じてグローバル IP ネットワークサービス契約者に通知するご利用ガイド等のグローバル IP ネットワークサービスサービスの利用に関する諸規定は、この利用規約の一部を構成するものとします。

(本規約の範囲等)

- 第 2 条 本規約は契約者と当社との間のグローバル IP ネットワークサービスに関する一切の關係に適用します。
- 2 当社がグローバル IP ネットワークサービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するグローバル IP ネットワークサービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

- 第 3 条 当社は本規約を必要に応じて変更することがあります。この場合、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社の Web サイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。
- 2 変更後の規約の効力発生後、契約者が特段の申出なくグローバル IP ネットワークサービスを利用し、又は基本料金若しくは通信料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(本規約の公表)

- 第 4 条 当社は、当社の Web サイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、本規約を公表します。

(定義)

- 第 5 条 本規約において以下の用語は以下のことを意味します。

用語	定義
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 グローバルIPネットワーク	主としてインターネット網に接続することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体して設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じとする。）
4 グローバルIPネットワークサービス	グローバルIPネットワークを使用して行う電気通信サービス
5 グローバルIPネットワークサービス契約	当社からグローバルIPネットワークサービスの提供を受けるための契約
6 グローバルIPネットワークサービス契約者	当社とグローバルIPネットワークサービスの契約を締結している者
7 付加サービス	グローバルIPネットワークサービスに付加的に提供されるサービス
8 アクセスコード	契約者がグローバルIPネットワークサービスを利用できるように当社により割り当てられたコード及びパスワード
9 提供条件書	本規約に基づいて提供されるグローバルIPネットワークサービスについて記し、当該グローバルIPネットワークサービスに適用される追加条件が記載してあるもの。本規約別紙を構成する。

10	申込書	契約者が押印し、当社が契約者に提供するグローバルIPネットワークサービスの料金、その他の条件を記したグローバルIPネットワークサービスの発注書
11	利用料金	当社がグローバルIPネットワークサービスを提供する対価として設定し、申込書に定めたグローバルIPネットワークサービスの利用にかかる費用
12	工事費	当社がグローバルIPネットワークサービスを提供する対価として設定し、申込書に定めたグローバルIPネットワークサービスの工事にかかる費用
13	固定型料金	利用料金のうち、グローバルIPネットワークサービスの種類及び品目、利用プランに応じて利用料金を定めるもの
14	従量型料金	利用料金のうち、グローバルIPネットワークサービスの種類及び品目、利用プランと毎月のサービス利用量に応じて利用料金を定めるもの
15	料金	利用料金及び工事費
16	契約者指定回線	本規約に基づいて当社のノードに設置される交換設備と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）の当社が指定する場所との間に設置される電気通信設備
17	アクセスライン	グローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者指定回線の終端と契約者の希望する場所との間に設置される当社又は当社以外の電気通信設備
18	構内配線	グローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者指定回線の終端と同一の構内の当社が指定する場所との間に設置される当社の電気通信設備
19	回線収容部	アクセスライン又は構内配線と接続する契約者指定回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
20	端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるもの
21	自営端末設備	当社以外の者が設置する端末設備
22	自営電気通信設備	当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
23	技術基準等	(1) 事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号） (2) 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号） (3) 端末設備等の接続の技術的条件（以下「技術的条件」という。） (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件
24	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
25	POP (Point of Presence)	グローバルIPネットワークと契約者との接続点（アクセスポイント）
26	削除	削除
27	削除	削除
28	削除	削除
29	FQDN (Fully Qualified Domain Name)	ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずすべてを指定した記述形式 (例 www.ntt.com等)
30	オリジンサーバ	グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ
31	キャッシュサーバ	グローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ
32	グローバルDNSサービス機能	エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュサーバに振り分ける機能

(外国における取扱制限)

第6条 本規約に基づくグローバルIPネットワークサービスの提供にあたっては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(グローバルIPネットワークサービスの終了)

第7条 当社は、契約者に対しあらかじめ書面で通知し、グローバルIPネットワークサービス又はグローバルIPネットワークサービスの一部を終了できるものとします。この場合、当社は、契約者及び第三者対して、責任を負わないものとします。

(グローバルIPネットワークサービスの種類)

第8条 グローバルIPネットワークサービスには、次の種類があります。

- (1) トランジットサービス
- (2) 削除
- (3) 削除

- (4) 削除
- (5) グローバルバーチャルリンク

第2章 契約

(契約の単位)

第9条 当社は、提供条件書に定める契約の単位毎に1のグローバルIPネットワークサービス契約を締結します。この場合、契約者は1のグローバルIPネットワークサービス契約につき1人に限ります。

(契約者指定回線の終端)

第10条 当社は、当社又は当社の指定するノード内において、配線盤等を設置し、これを契約者指定回線の終端とします。

(グローバルIPネットワークサービス契約の申込の方法)

第11条 グローバルIPネットワークサービス契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、当社所定の申込書及びその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に必要事項を記載し、当社に提出していただきます。

(グローバルIPネットワークサービス契約の申込の承諾)

第12条 当社は、グローバルIPネットワークサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。この場合、当社は契約者に対して承り書により通知します。グローバルIPネットワークサービス契約は、同書面に記載された日付をもって成立することとします。

2 当社は、グローバルIPネットワークサービス契約の申込みを承諾するにあたり、利用開始希望日について契約者と協議し、決定します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、グローバルIPネットワークサービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) グローバルIPネットワークサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) グローバルIPネットワークサービス契約の申込みをした者が、グローバルIPネットワークサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) グローバルIPネットワークサービス契約の申込みをした者が、第23条（利用停止）の規定に該当し、グローバルIPネットワークサービスの利用を停止されている、又はグローバルIPネットワークサービスの解除を受けたことがあるとき。
- (4) グローバルIPネットワークサービス契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者が行うサービス内容の変更)

第13条 契約者が利用中のグローバルIPネットワークサービス内容の変更を希望する場合（付加サービスの追加、変更、廃止を含みます。）は、変更の旨及び変更する内容等を当社が指定する申込書に記載し、当社に提出していただきます。

2 前項の申込みがあったときは、当社は、第12条（グローバルIPネットワークサービス契約の申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

3 前項の申込み承諾時には、契約者は、当社に対して申込書に定める料金を支払うものとします。

4 変更後のグローバルIPネットワークサービスに係る利用料金は、当社が変更を承諾し、変更後のグローバルIPネットワークサービスの利用を開始した日、又は当社が別途定める日より適用します。

5 本条第1項に基づき、契約者が申込書に記載されているアクセスライン又は構内配線の終端の場所について変更の申込みをした場合に、当該アクセスライン又は構内配線と接続する契約者指定回線について、他のノードの回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社はその変更を行うこととし、契約者には当該変更に伴い発生する工事費に消費税相当額を加算した額をお支払いいただきます。ただし、第12条（グローバルIPネットワークサービス契約の申込の承諾）第3項のいずれかに該当するときは、当社はその変更を行わないことがあります。この結果、契約者がグローバルIPネットワークサービスを利用できなくなる場合、当社は契約者にそのことを通知します。

(届出事項の変更等)

第14条 契約者は、申込書に記載された契約者の名称、住所、その他グローバルIPネットワークサービス契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出て頂きます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 本条第1項に規定する変更の申し出を怠ったときにより不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

(アクセスライン又は構内配線の接続)

第15条 契約者は、グローバル IP ネットワークサービスを利用するために接続されるアクセスライン又は構内配線について、その種類、品目その他必要事項を記載した当社所定の書面を当社に提出して頂きます。当社は、当該提出があった場合において、そのアクセスライン又は構内配線に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表若しくはそれに相当するものによりその接続が制限されるときを除き、その接続を承諾します。この場合において、当社は接続したアクセスライン又は構内配線の品質によりグローバル IP ネットワークサービスの品質が影響を受けたとしても責任を負わないものとします。

(権利及び義務の譲渡)

第16条 契約者は、グローバル IP ネットワークサービス契約に基づく自らの権利及び義務を第三者に売却又は譲渡することができません。ただし、当社が書面により承認した場合を除きます。

(契約者の地位の承継)

第17条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があった場合、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出てください。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出てください。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

(最低利用期間等)

第18条 当社が提供するグローバル IP ネットワークサービスには最低利用期間があり、その期間については提供条件書に定めるものとします。

2 第13条(契約者が行うサービス内容の変更)に定めるグローバル IP ネットワークサービスの内容の変更があった場合、変更後のサービスの利用を開始した日より、新たに提供条件書に定める最低利用期間又は契約期間を開始するものとします。

3 本条第1項の最低利用期間内にグローバル IP ネットワークサービス契約の解除があった場合、契約者は固定料金については残余の期間分の利用料金に相当する額を、従量型料金については、残余の期間分の申込書に定めた利用プラン(従量型料金で当社が設定する最低利用速度をいう。)に対応する利用料金又は基本額に相当する額を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。但し、当該グローバル IP ネットワークサービス契約の解除と同時に、それと同額又はそれよりも高い利用料金で新たなグローバル IP ネットワークサービス契約が締結される場合は、その限りではありません。

4 本条第1項の最低利用期間内に、第13条(契約者が行うサービス内容の変更)に定めるグローバル IP ネットワークサービスの内容の変更に伴う利用料金の減額があった場合、契約者は固定型料金については利用料金に相当する額、従量型料金については、申込書に定めた利用プランに対応する利用料金又は基本額に相当する額について、残余の期間に対応する減額による差額分を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

5 契約者は、第1項の最低利用期間内に付加サービスの廃止があった場合、残余の期間分の付加サービスに係る利用料金に相当する額を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

(契約者によるグローバル IP ネットワークサービス契約の解除)

第19条 契約者は、グローバル IP ネットワークサービス契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに当社に書面で通知することにより契約解除することができます。

(当社によるグローバル IP ネットワークサービス契約の解除)

第20条 当社は、次の場合には、そのグローバル IP ネットワークサービス契約の解除をすることがあります。

(1) 第23条(利用停止)の規定により利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合

(2) アクセスライン又は構内配線の契約解除または利用休止があった旨契約者より届出があった場合又はその事実を知った場合。ただし、契約者が当該アクセスラインの契約解除と同時に、それに相当する別のアクセスラインの契約を締結した場合であって、契約者より本グローバル IP ネットワークサービス契約を継続したい旨の届出があったときは、この限りではない。

(3) サービスの提供が、技術上困難な場合又は当社の業務遂行上支障があると判断した場合。

2 当社は、契約者が第23条(利用停止)第1項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のグローバル IP ネットワークサービスに係る業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、グローバル IP ネットワークサービスの利用停止をしないで、そのグローバル IP ネットワークサービス契約を解除することがあります。

3 当社は前2項の規定により、そのグローバル IP ネットワークサービス契約を解除するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(付加サービスの提供)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、提供条件書に定めるところにより付加サービスを

提供します。

- (1) 付加サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 付加サービスの提供を請求した契約者が、付加サービスに係る利用料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 付加サービスの提供を請求した契約者が、第23条（利用停止）の規定により、その付加サービスの利用を停止されている、又はその付加サービスの廃止を受けたことがあるとき。
 - (4) 付加サービスの提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (5) 付加サービスの提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のグローバルIPネットワークサービスに係る業務の遂行上支障があるとき。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（グローバルIPネットワークサービス契約の申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第3章 利用中止等

（利用中止）

第22条 当社は、次の場合には、グローバルIPネットワークサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工世上やむを得ないとき。
- (2) 当社が計画工事を行うとき。
- (3) 第24条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりグローバルIPネットワークサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのグローバルIPネットワークサービスの料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなったグローバルIPネットワークサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのグローバルIPネットワークサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第42条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 契約者指定回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 契約者指定回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者指定回線から取り外さなかったとき。
- (5) 前4号のほか、本規約に反する行為であって、グローバルIPネットワークサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりグローバルIPネットワークサービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

（通信利用の制限）

第24条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者指定回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

- 2 契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
- 3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、グローバル IP ネットワークサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(修理又は復旧の順位)

第25条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第24条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧するものとします。この場合、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関、水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、新聞社、放送事業者又は通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第4章 料金等

(料金)

第26条 本規約に基づき提供されるグローバル IP ネットワークサービスに係る料金は、申込書に記載の通りとします。

(利用料金の支払い義務)

- 第27条 契約者は、そのグローバル IP ネットワークサービス契約について当社が承り書にて通知した利用開始日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、本規約に定める条件に基づき申込書に定める利用料金の支払いを要します。契約者が、当社の通知した利用開始日からグローバル IP ネットワークサービスの利用を開始しなかったときは、当社が通知した利用開始日をもって、利用を開始した日とみなします。
- 2 契約者は、そのグローバル IP ネットワークサービスに係る利用料金を、利用のあった月の翌月末日、または請求書に別途記載されている支払い期日までに、当社から通知された方法で、支払い期日の到来する順序に従い支払うものとします。利用料金の支払いは後払いとし、適用される申込書に記載の内容で行うものとします。なお、支払いにかかる手数料は契約者に負担いただきます。
- 3 契約者は、利用料金の支払いにあたって、相殺、減額、返金要求をすることはできません。
- 4 本条第1項の期間において、第22条（利用中止）等によりグローバル IP ネットワークサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
- (1) 利用中止、利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、グローバル IP ネットワークサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのグローバルIPネットワークサービスを全く利用できない状態（そのグローバルIPネットワークサービス契約に係る全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、1時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（1時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該グローバルIPネットワークサービスの利用料金。
2 回線収容部の変更に伴って、グローバルIPネッ	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態

トワークサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりグローバルIPネットワークサービスを利用しなかった場合であつて、その回線収容部を保留したときを除く。）	とした日の前日までの日数に対応する当該グローバルIPネットワークサービスの利用料金。
---	--

- 5 前項に関わらず、提供条件書にサービス品質保証（SLA）に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 6 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 7 本条第4項第2号の表内の支払いを要しないグローバル IP ネットワークサービスについて、利用料金が合算で規定されている等して契約単位毎の利用料金が不明確な場合、トランジットサービスは、合算で規定された利用料金を各回線の品目（契約帯域）に応じて按分することにより各回線の利用料金を算出し、その利用料金に基づき支払いが不要な利用料金の額を算出することとします。

（利用料金の計算方法）

- 第28条 当社は、本規約に基づき契約者に提供するグローバル IP ネットワークサービスの利用料金を、暦月毎に計算します。但し、次のいずれかの場合には、当該月額利用料金を利用日数に応じて日割りするものとします。なお、当該月額利用料金の日割りは、暦月数により行います。
- (1) グローバル IP ネットワークサービスの利用開始日が暦月の初日以外となる場合
 - (2) 暦月の初日以外に契約の解除又はサービスの廃止があった場合
 - (3) グローバル IP ネットワークサービスの利用開始日が暦月の初日であり、同日に当該サービスの契約解除又は廃止があった場合
 - (4) 第27条（利用料金の支払い義務）第4項第2号の表の規定に該当する場合

（工事費の支払い義務等）

- 第29条 グローバル IP ネットワーク契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は申込書に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（保証金の支払い）

- 第30条 当社が定める信用度基準を契約者が満たしていない場合、契約者は、利用料金（その月の固定型料金又は従量型料金の基本額に係るものに限ります。）の3カ月分を上限として、保証金を支払うものとします。契約者による保証金の支払いが行われない場合、第12条（グローバル IP ネットワークサービス契約の申込の承諾）の規定に関わらず当社は申込を受諾しないことがあります。

（延滞利息）

- 第31条 料金またはその他の債務（延滞利息を除く）について、支払期日を経過しても契約者より支払いがない場合、当社は、契約者に支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として請求するものとします。但し、支払期限の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- （注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

（割増金）

- 第32条 契約者は、料金の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とする。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（課税対象外サービスの料金の場合はその免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払うものとします。

（追加料金）

- 第33条 グローバル IP ネットワークサービスの提供条件又は当社が別に定める作業書等に定めていない作業が当社に発生した場合、契約者はその作業にかかった実費を支払うものとします。

（端数処理）

- 第34条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（消費税相当額の加算）

- 第35条 料金に消費税相当額は含まれません。契約者は、申込書に定める料金のうち、全ての工事費及び課税対象のグローバル IP ネットワークサービスの利用料金に消費税相当額を加算した金額を支払うものとします。

2 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

第36条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注) 当社は、料金の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

第5章 責任の制限等

(責任の制限)

第37条 当社は、グローバル IP ネットワークサービスを利用する者に与えた損害について、当社の故意又は重過失の場合を除き、その賠償の責任を負いません。

(免責)

第38条 当社は、グローバル IP ネットワークサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本規約の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件の規定の変更(交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合、当社は、その改造等に要する費用のうち、その変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

3 当社は、当社の電気通信設備の状況等により、工事日の変更又は再工事(以下本条において「再工事等」といいます。)を行うことがあります。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その再工事等に伴い発生する契約者の費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第6章 保守

(契約者の維持責任)

第39条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するように維持するものとします。

(契約者の切分責任)

第40条 契約者は、グローバル IP ネットワークサービスを利用できなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障その他の原因のないことを確認の上、当社に修理の請求をするものとします。前述の請求があった場合、当社は試験を行い、その結果を契約者に通知します。試験の結果、当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者はその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。なお、当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備についてはこの限りではありません。

第7章 雑則

(承諾の限界)

第41条 当社は、契約から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由を契約者に通知することとします。

(利用に係る契約者の義務)

第42条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がグローバル IP ネットワークサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がグローバル IP ネットワークサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社がグローバル IP ネットワークサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗及び法令に反する、又は他人の利益を害する態様でグローバル IP ネットワークサービスを利用しないこと。
 - (6) 当社が別途、当社のホームページに定める利用規定を遵守すること。本利用規定はグローバル IP ネットワークサービス契約の一部を成すものであり、契約者はその時の最新版に従うものとします。当社は必要に応じて利用規定を変更することがあり、変更後の版はホームページに掲載された時に有効になります。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
 - 3 契約者は、当社がグローバル IP ネットワークサービス契約に基づき設置又は貸与した電気通信設備その他の物品について、グローバル IP ネットワークサービス契約の解除、グローバル IP ネットワークサービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その物品を使用する権利を失ったときは、その物品を契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により当社に返還していただきます。
 - 4 契約者は、前項の規定による物品の返還に要する費用について本規約等に別段の定めがある場合は、その定めるところにより当該費用を負担していただきます。
 - 5 契約者は、第3項の規定による物品の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
 - 6 契約者は、第3項の規定による物品の返還に関し、当社がその物品をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

（設置場所の提供等）

- 第43条 契約者は、契約者指定回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者指定回線及び端末設備を設置するために必要な場所を提供するものとします。ただし、契約者からの要請があったときは、当社が別に指定するところにより、契約者指定回線及び端末設備の設置場所を提供することがあります。また、契約者は当該構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置するものとします。
- 2 契約者は、当社がグローバル IP ネットワークサービス契約に基づき設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気を提供するものとします。
 - 3 当社がグローバル IP ネットワークサービス契約に基づき契約者指定回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内で工事を行うにあたり、立会い等のその工事に必要な対応は契約者の負担により行っていただきます。

（契約者からの通知）

- 第44条 契約者は、アクセスラインについて利用休止、利用権の譲渡、契約解除又はその他の異動があった場合には、その内容についてすみやかに当社に通知するものとします。

（契約者に対する通知）

- 第45条 契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。
- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとします。
 - (2) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、あるいは FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (3) 契約者がグローバル IP ネットワークサービスの利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物を発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。
- 2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、前項第各号の手続に代えることができるものとします。

（アクセスコードの管理）

- 第46条 契約者は、アクセスコードを許可がない者に知られることのないよう管理しなければなりません。契約者は、アクセスコードが外部に漏れた疑いがあるときは、当社に速やかに通知し、可能であれば、アクセスコードを変更するものとします。契約者がアクセスコードを変更できないときには、当社は、契約者の要請に応じて、新しいアクセスコードを発行することとします。当社は、アクセスコードのセキュリティが危険にさらされていると考える場合には、これを取り消すことができます。当社は、契約者に通知の上、契約者のアクセスコードを随時変更できるものとします。

（守秘義務）

第47条 契約者及び当社はグローバル IP ネットワークサービス契約に関し知り得た相手方の業務上、技術上、経営上、その他全ての秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に対して漏洩し、又はグローバル IP ネットワークサービス契約の履行以外の目的に使用してはなりません。ただし、次のいずれかに該当するものについては、秘密情報に該当しないものとします。

- (1) 公知の事実
- (2) 正当な権利を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく自己が合法的に入手したもの
- (3) 開示した情報によらずして自己が独自に開発したもの
- (4) 相手側から開示される以前に自己が正当に保持していたもの
- (5) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められたもの

2 契約者及び当社は、前項により取得した情報の社内利用について、本来の利用目的の範囲内においてのみ使用することとし、不適切に流用してはなりません。

3 契約者及び当社が前2項の規定に違反し相手方に損害を与えた場合は、第37条（責任の制限）の規定に関わらず、双方協議の上損害賠償の責を負うものとします。その場合、通常の直接損害に限り、その賠償責任を負うものとします。

4 本条の規定は、グローバル IP ネットワークサービス契約終了後においても、その効力を失わないものとします。

（個人情報の取り扱い）

第48条 当社は、グローバル IP ネットワークサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取り扱いについては、当社のプライバシーポリシー（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に定めるところによります。

2 当社は、保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>）に定める手数料の支払いを要します。

（知的財産権の帰属）

第49条 グローバル IP ネットワークサービスの提供に際して当社より提供されるソフトウェア等の知的財産、ノウハウについての権利は当社あるいは正当な権利を有する第三者にあります。

（紛争の解決）

第50条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛争が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。

3 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

（不可抗力）

第51条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

（特約）

第52条 本規約の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

(別紙1)トランジットサービス提供条件書

1. サービスメニュー

本トランジットサービス提供条件書で規定するグローバル IP ネットワークサービスには以下のメニューがあります。

グローバル IP ネットワークサービス	種類		SLA
		トランジットサービス	
付加サービス		IPv6 / IPv4 デュアルサービス	対象
		バックアップポートサービス	対象外
		DNS サービス	対象外
		IP アドレス割り当て	対象外
		ブラックホールサービス	対象外
		DDoS プロテクションサービス	一部対象

2. 概要

トランジットサービスは、当社のグローバル Tier1IP バックボーンへの直接接続をご提供するサービスです。

3. サービス提供条件

- 1) サービスの提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバル IP ネットワークのバックボーンルータのポートまでです。サービスに自営端末設備やアクセスラインは含みません。
- 2) 契約の単位はアクセスライン毎です。
- 3) POP の設置拠点:
東京(大手町)、大阪(堂島)、その他当社が申込書に定める拠点
- 4) 料金メニューには固定型と従量型があります。
- 5) 最低利用期間はサービス利用開始日から起算して一年間です。
- 6) トラヒックは受信速度と送信速度が同じ対称型での提供となります。
- 7) サポートするルーティングプロトコルは BGP4 またはスタティックです。
- 8) 品目、利用プラン及び具体的な料金は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- 9) トランジットサービスにおいて提供するインターフェース、アクセスラインは別途申込書に定めます。
- 10) 削除
- 11) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
通網工事費(トランジットサービス)
 - 月額利用料金
トランジットサービス使用料
- 12) 削除
- 13) 契約者のご要望に応じてリンクアグリゲーションでの提供に対応いたします。
 - (1) リンクアグリゲーションとは、複数の物理的な回線を仮想的な1本の回線とし、束ねた帯域を利用できるようにする技術です。
 - (2) 削除
 - (3) 束ねる物理回線数には、当社が定める上限がございます。
 - (4) LACP(原則 Fast モード)での提供です。
 - (5) IEEE802.3ad に準じた機器をお使いいただけます。
 - (6) リンクアグリゲーションでご利用いただくトランジットサービスは、故障通知SLAの対象外です。
 - (7) アクセス回線の種類により、ご利用になれない場合がございます。
 - (8) 削除

4. 従量型料金の課金方式

当社は従量型料金の課金方式として、95%ピーク課金方式および、平均課金方式の二つの方式をご提供しています。いずれかの方式を事前にお選びいただき、それにより算出した課金対象使用量と申込書に定める料金に基づき毎月のご利用料金を決定いたします。

1) 課金方式のしくみ

95%ピーク課金方式のしくみは以下のとおりです。

- (1) 5 分毎にインバウンドトラヒック(契約者の端末設備から当社の電気通信設備へのトラヒックを言います。以下同じとします。)とアウトバウンドトラヒック(当社の電気通信設備から契約者の端末設備へのトラヒックを言います。以下同じとします。)を当社の機器により測定し、各々の 5 分間の平均のデータ転送量(bps)を計算します。
- (2) インバウンドトラヒックとアウトバウンドトラヒックのうち、該当 5 分間の値の大きい方を平均データ転送量として採用します。
- (3) 1ヶ月間の 5 分毎に算出した平均データ転送量全てを、小さいものから順に昇順に並べ替えます。
- (4) 昇順に並び替えた全平均データ転送量の内、大きい方から 5%にあたる分を取り除いた後の最大値(95%の値)がその月

の課金対象使用量となります。

平均課金方式のしくみは以下のとおりです。

- (1) 5分毎にインバウンドトラフィックとアウトバウンドトラフィックを当社の機器により測定し、各々の5分間の平均のデータ転送量(bps)を計算します。
- (2) 全ての5分間の平均データ転送量を元に、インバウンドトラフィックとアウトバウンドトラフィックそれぞれにおいて当該月の平均データ転送量を算出します。
- (3) インバウンドトラフィックとアウトバウンドトラフィックの平均データ転送量のうち、値の大きい方をその月の課金対象使用量として採用します。

2) 計測対象期間

いずれの課金方式においても、平均データ転送量の計測は、以下に規定する計測対象期間において、回線収容部毎に行います。

区分	計測対象期間
サービスの利用を開始した暦月	サービス利用開始日の当社が定める時刻からその暦月の末日まで
サービスの利用を開始した暦月の翌暦月及びこれに引き続く各暦月	その暦月の初日から末日まで
サービスの利用を終了した暦月	その暦月の初日から利用終了日の当社が定める時刻まで

5. 付加サービス提供条件

1) IPv6 / IPv4 デュアルサービス

- (1) IPv6 / IPv4 デュアルサービスは、一本のアクセスラインでグローバル IP ネットワークにおいて IPv4 及び IPv6 双方のプロトコルによるパケット通信を行うことを可能にするサービスです。
- (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
IPv6 / IPv4 デュアルサービス工事費
 - 月額利用料金
IPv6 / IPv4 デュアルサービス使用料

2) バックアップポートサービス

- (1) バックアップポートサービスは、トランジットサービス用のルータとは別のルータのポートをスタンバイ用として用意し、スタンバイ用ルータと契約者の端末設備間に予備回線を設置して、当社の電気通信設備の障害により通信が全くできない状態が生じた場合に自動的に瞬時に予備回線に切り替えるサービスです。
- (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) ご利用になるアクセスラインの種類によって、このサービスを利用できない場合があります。
- (4) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
バックアップポートサービス工事費
 - 月額利用料金
バックアップポートサービス使用料

3) DNS サービス

- (1) DNS サービスは、当社の電気通信設備により契約者が取得した独自ドメインのホスト名/IP アドレスの相互変換を行うDNS(Domain Name System)機能を提供するサービスです。契約者のご要望によりプライマリまたはセカンダリDNS機能を提供します。
- (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
プライマリ DNS サービス工事費
 - 月額利用料金
プライマリ DNS サービス使用料

4) IP アドレス割り当て

- (1) IP アドレス割り当ては、当社が契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)にトランジットサービスに係る IP アドレスの割当て若しくは返却の申請を行うサービスです。
- (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) /30 アドレスブロック以上が必要な場合には当社にアドレス使用計画情報を報告していただく必要があります。

- (4) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。

○初期費用
IP アドレス割当サービス費用(1割当て申請毎)

5) 削除

6) ブラックホールサービス

- (1) ブラックホールサービスは、1IP を表す経路に特別なコミュニティ(ブラックホールコミュニティ)を付与して経路広告いただくことにより、その IP 宛のパケットを自動的に廃棄するサービスです。
- (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) 本付加サービスのご利用には、事前にグローバル IP ネットワーク側にて設定工事が必要となります。
- (4) 本付加サービス単独でのお申込の場合、(3)に定める設定工事に係る工事費をいただきます。金額は申込書に定めず。
(トランジットサービスと同時に申し込む場合、本付加サービスに係る設定工事費の追加支払いは不要です。)
- (5) 無効化する IP は IPv4 で 1IP(/32)単位であり、お客様より経路広告していただきます。
- (6) ブラックホールコミュニティを付与した IP 宛への通信は全て無効化され、当該 IP は利用不可となります。
- (7) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。金額は申込書に定めず。
○初期費用
通網工事費(トランジットサービス)

7) DDoS プロテクションサービス

- (1) DDoS プロテクションサービスは、分散型サービス妨害 (DDoS) 攻撃によって生じる、グローバル IP ネットワークで提供される契約者のインターネット接続に対する影響を軽減するサービスで、契約者の IP アドレス帯に対して機能を提供します。
- (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) 提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバル IP ネットワークのバックボーンルータのポートまでとなります。契約者がグローバル IP ネットワークに接続している全てのポートが対象となり、一部のポートのみを本付加サービスの対象とすることはできません。また、本付加サービスの提供範囲に自営端末設備や自営電気通信設備は含みません。
- (4) DDoS プロテクションサービスには、提供する機能に応じて以下のメニューがあります。

	種類	提供する機能	SLA
DDoS プロテクションサービス	DPS Control	・ Permanent ACL 機能	対象外
	DPS Core	・ Permanent ACL 機能 ・ DDoS On-Request Mitigation 機能	対象外 対象
	DPS Detect	・ Permanent ACL 機能 ・ DDoS On-Request Mitigation 機能 ・ DDoS Self-Initiated Mitigation 機能 ・ DDoS Detection 機能	対象外 対象 対象 対象外
	DPS Max	・ Permanent ACL 機能 ・ DDoS On-Request Mitigation 機能 ・ DDoS Self-Initiated Mitigation 機能 ・ DDoS Auto-Mitigation 機能 ・ DDoS Detection 機能	対象外 対象 対象 対象外 対象外

- (5) Permanent ACL 機能では以下の機能を提供します。
 - (i) 当社は、契約者からの申告に基づき、契約者がグローバル IP ネットワークに接続しているグローバル IP ネットワークのバックボーンルータに常時設定が有効化されたアクセスコントロールリストを設定します。
 - (ii) 契約者は申告の際、アクセスコントロールを行いたい送信元 IP アドレス、送信元ポート番号、宛先 IP アドレス、宛先ポート番号、プロトコルを指定し、指定された通信に対する許可もしくは拒否を指定するものとします。
 - (iii) 契約者の申告に対して、当社にて設定内容を確認します。設定内容によっては、指定された設定内容の修正を依頼する場合があります。
- (6) DDoS Mitigation 機能 (DDoS On-Request Mitigation 機能、DDoS Self-Initiated Mitigation 機能及び DDoS Auto-Mitigation 機能をいいます。以下同じとします。) では以下の機能を提供します。
 - (i) 当社は、契約者からの申告に基づき (DDoS Auto-Mitigation 機能の場合は自動的に)、影響を軽減する措置を実施します。当該措置の解除については当社の判断に基づき実施します。当該措置の実施から解除までを「DDoS 軽減イベント」といいます。
 - (ii) 当社は、DDoS Mitigation 機能に係る通信の品質を保証しません。DDoS Mitigation 機能は、全ての DDoS 攻撃を軽減することを保証するものではありません。また、DDoS 軽減イベントを実施後、通信の一部もしくは全部に遅延もしくはパケット損失が発生する場合があります。
- (7) DDoS Detection 機能では以下の機能を提供します。

- (i) 当社は、契約者の指定する DDoS 検知閾値に対し当該閾値を上回るトラフィックを認識した場合に、ポータル、メール又は syslog により通知を行います。
 - (ii) DDoS Detection 機能は、全ての DDoS 攻撃を検知することを保証するものではありません。
- (8) 削除
- (9) トランジットサービスに係る料金とは別に本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (10) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
- 初期費用
 - 通網工事費 (DDoS プロテクションサービス)
 - 月額利用料金
 - DDoS プロテクションサービス使用料
 - ・ 月額基本料
 - ・ DDoS 軽減イベント毎に課金されるイベント料 (DDoS Mitigation 機能の利用により発生します。)
 - ・ Permanent ACL の設定変更毎に課金される設定変更料
 ただし、当社が個別に定める条件に従います。
- (11) 通網工事費及び DDoS プロテクションサービス使用料の月額基本料及び Permanent ACL の設定変更料は申込書に定めます。
- (12) イベント料は、「イベントの日数」に基づいて計算されます。イベント料の計算方法は次のとおりとなります。
 「イベント料」＝「イベント単価」×「イベントの日数」
 「イベント単価」は、契約者及び当社が別に合意する額を適用するものとします。
 「イベントの日数」は、1の DDoS 軽減イベント (当該月に終了したものに限り)につき DDoS 軽減が有効であった時間を 24 で除した数 (その計算結果に整数に満たない部分があった場合はその部分を切り上げます。)の当該月における合計値とします。
 ただし、当社が定めるイベントの日数を超える部分に限り、イベント料を適用するものとします。
 イベント料の計算に係る測定は、当社の測定方法及びシステム並びに UTC に基づいて行われるものとします。

6. トランジットサービスに係るサービス品質保証 (SLA)

1) 概要

トランジットサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」、「故障通知」、「平均ジッタ」、「最大ジッタ」の 6 項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2) 保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバル IP ネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻 (契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。)から起算して 15 分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める1回の連続した故障回復までの時間に応じて、月額利用料金を上限として料金を返還します。「可用性」の適用事象が1の暦月において複数回となるときは、それぞれの返還金額の合計を返還します。この場合において、可用性による料金返還額は月額利用料金を上限とします。

故障回復までの時間	料金返還額
15 分以上 1 時間未満の場合	1を当該月の日数で除して得た値を月額利用料金に乗じて得た額
1 時間以上 2 時間未満の場合	2を当該月の日数で除して得た値を月額利用料金に乗じて得た額
2 時間以上の場合	故障回復までの時間 (1時間の倍数である部分に限り)に1を加えた値を当該月の日数で除し、月額利用料金に乗じて得た額

(2) 遅延時間

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間の往復に要する時間を往復遅延時間とし、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における往復遅延時間の月次平均時間とします。1の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

提供区間	基準値 (遅延時間)
Intra-Japan (日本国内)	25ms

Intra-Asia(アジア域内)	95ms
Intra-US(米国内)	50ms
Intra-Europe(欧州内)	35ms
Trans-Atlantic(米欧間)	80ms
Trans-Pacific(日米間)	130ms
Asia-Europe(亜欧間)	285ms

(3) パケットロス

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間における損失率をパケット損失率とし、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、いずれかの提供区間において平均パケット損失率が基準値「0.1%」を超えた場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

(4) 故障通知

当社は、日本国内の POP に接続されたアクセスラインまたは構内配線の契約者設備側の終端に設置した自営端末設備等を Ping により監視し、当社が定める期間継続して応答がなかった場合故障を検知したとみなし、その故障を検知した時刻から起算して 30 分以内に契約者が指定するメールアドレスもしくは FAX 番号へ故障の発生をお知らせすることができなかったときは、その暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。故障を検知した後 30 分以内に故障の発生をお知らせできないことが1の暦月において複数回となる場合は、それぞれの返還金額の合計を返還します。この場合において、可用性による料金返還額は月額利用料金を上限とします。

(5) 平均ジッタ

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間におけるジッタ値を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均ジッタ値とします。1の暦月において、各提供区間のうち平均ジッタ値が基準値「0.25ms」を超える区間があった場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

(6) 最大ジッタ

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間におけるジッタ値を測定し、該当暦月に測定したすべてのジッタ値のうち、10ms を超える割合が基準値「0.1%」を超えた場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

(7) その他

(1)から(6)の規定による料金返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の利用料金(付加サービスに係る利用料金を除きます)となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。

なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等により回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目(帯域)に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に利用するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

5) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い義務)第4項の規定を適用します。

(1) 「可用性」に係る SLA 対象外事項

- (i) 本規約第22条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条(利用停止)の規定により利用停止としている場合
- (ii) サービス提供範囲外における故障の場合

(2) 「故障通知」に係る SLA 対象外事項

- (i) 故障を当社が知った時点において、そのグローバル IP ネットワークサービスについて利用中止としている場合であって当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合又は利用停止としている場合
- (ii) 故障通知先に係る電気通信設備の状況により、当社からその通知先に通知できない場合
- (iii) サービス提供範囲外における故障の場合

- (iv) 契約者が当社に修理依頼の連絡をしたことにより、当社がサービスの故障を知った場合
 - (v) リンクアグリゲーションでのサービス提供の場合
 - (vi) グローバル IP ネットワークに日本国外の POP で接続している場合
- (3) 「遅延時間」「パケットロス」「平均ジッタ」「最大ジッタ」に係る SLA 対象外事項
- (i) その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合
- (4) 全項目共通の SLA 対象外事項
- (i) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
 - (ii) 契約者からの返還申請がなかった場合
 - (iii) 天災等、当社の不可抗力による場合
 - (iv) 当社の直接的な支配外にある DNS に係る不具合等の場合
 - (v) 計測機器の故障等により、誤って SLA 対象と報告された場合

7. IPv6 / IPv4 デュアルサービスに係るサービス品質保証 (SLA)

1) 概要

IPv6/IPv4 デュアルサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」、「平均ジッタ」、「最大ジッタ」の 5 項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2) 保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバル IP ネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻(契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。)から起算して 15 分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める1回の連続した故障回復までの時間に応じて、月額利用料金を上限として料金を返還します。「可用性」の適用事象が1の暦月において複数回となるときは、それぞれの返還金額の合計を返還します。この場合において、可用性による料金返還額は月額利用料金を上限とします。

故障回復までの時間	料金返還額
15 分以上 1 時間未満の場合	1を当該月の日数で除して得た値を月額利用料金に乗じて得た額
1 時間以上 2 時間未満の場合	2を当該月の日数で除して得た値を月額利用料金に乗じて得た額
2 時間以上の場合	故障回復までの時間(1時間の倍数である部分に限ります。)に1を加えた値を当該月の日数で除し、月額利用料金に乗じて得た額

(2) 遅延時間

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間の往復に要する時間を往復遅延時間とし、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における往復遅延時間の月次平均時間とします。1の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

提供区間	基準値(遅延時間)
Intra-Japan(日本国内)	25ms
Intra-Asia(アジア域内)	95ms
Intra-US(米国内)	50ms
Intra-Europe(欧州内)	35ms
Trans-Atlantic(米欧間)	80ms
Trans-Pacific(日米間)	130ms
Asia-Europe(亜欧間)	285ms

(3) パケットロス

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の (2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間における損失率をパケット損失率とし、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、いずれかの提供区間において平均パケット損失率が基準値「0.1%」を超えた場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

(4)平均ジッタ

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間におけるジッタ値を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均ジッタ値とします。1の暦月において、各提供区間のうち平均ジッタ値が基準値「0.25ms」を超える区間があった場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

(5)最大ジッタ

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間におけるジッタ値を測定し、該当暦月に測定したすべてのジッタ値のうち、10ms を超える割合が 0.1%を超えた場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

(6) その他

(1)から(5)の規定による料金返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の IPv6 / IPv4 デュアルサービス使用料 (IPv4 に係る利用料金を除きます) となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。

なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等により回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目(帯域)に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に利用するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

5) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い義務)第4項の規定を適用します。

(1) 「可用性」に係る SLA 対象外事項

- (i) 本規約第22条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条(利用停止)の規定により利用停止としている場合
- (ii) サービス提供範囲外における故障の場合

(2) 「遅延時間」「パケットロス」「平均ジッタ」「最大ジッタ」に係る SLA 対象外事項

- (i) その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合

(3) 全項目共通の SLA 対象外事項

- (i) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
- (ii) 契約者からの返還申請がなかった場合
- (iii) 天災等、当社の不可抗力による場合
- (iv) 当社の直接的な支配外にある DNS に係る不具合等の場合
- (v) 計測機器の故障等により、誤って SLA 対象と報告された場合

8. DDoS プロテクションサービスに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

DDoS プロテクションサービスの DPS Core、DPS Detect 又は DPS Max に係る DDoS Mitigation 機能(DDoS Auto-Mitigation 機能を除きます。)をご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、DDoS Mitigation 機能(DDoS Auto-Mitigation 機能を除きます。)に対する「DDoS 軽減イベント申告時の応答時間」の 1 項目になります。万が一サービス品質がその基準値に達しなかった場合は、「2)保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。なお当社は DDoS プロテクションサービスが契約者の期待する効果や品質に適合的であること及び有用であることを保証するものではありません。

2) 保証内容と返還方針

DDoS 軽減イベント申告時の応答時間

契約者が当社に DDoS 軽減イベントを開始するよう要請する場合(DDoS プロテクションサービスポータルからの要請に限ります。)、当社はその要請を受理した時刻から起算して 15 分以内に必要トラブルシューティング及び調査を開始するため契約者に応答するものとします。当社の責めによらない事由で要請を受理できなかった場合には、あらかじめ当社が要請を受理した時刻から応答時間を起算するものとし、また当社からの応答に対し、当社の責めによらない事由で契約者が受領しなかった場合も当社が当該応答を発信した時点で応答があったものとみなします。

この応答時間が 15 分を超過した場合、該当の DDoS 軽減イベントに対し契約者が支払うイベント料の 50%相当額を返還します。

3) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

4) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い義務)第4項の規定を適用します。

- (1) 本規約第22条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条(利用停止)の規定により利用停止としている場合
- (2) サービス提供範囲外における故障の場合
- (3) グローバル IP ネットワークへのアクセス回線の故障
- (4) 計画メンテナンス及び緊急メンテナンスの場合
- (5) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
- (6) 契約者からの返還申請がなかった場合
- (7) 天災等、当社の不可抗力による場合
- (8) 当社の直接的な支配外にある DNS に係る不具合等の場合
- (9) 計測機器の故障等により、誤って SLA 対象と報告された場合
- (10) 懈怠、故意の不正行為、又は、当社のサービス提供条件或いは当社の利用規定に違反するグローバル IP ネットワーク又は DDoS プロテクトンサービスの利用等を含む、契約者の作為又は不作為(および契約者が雇用した又は正当な権限を付与した第三者の作為又は不作為)によるグローバル IP ネットワークの故障

5) その他

当社は、当社の仕組みにより当社自身で応答時間を測定するものとします。当社は、応答時間測定の仕組み及び方法を、契約者への予告なしに定期的に変更できるものとします。

(別紙2)削除

(別紙3)削除

(別紙4)削除

(別紙5)グローバルバーチャルリンク提供条件書

1. サービスメニュー

グローバルバーチャルリンク提供条件書(以下、「本提供条件書」といいます。)で規定するグローバル IP ネットワークサービスには以下のメニューがあります。

グローバル IP ネットワーク サービス	種類	SLA
	グローバルバーチャルリンク	対象

2. 概要

グローバルバーチャルリンクは、グローバル IP ネットワーク上で提供される仮想イーサネット専用サービスです。

3. サービス提供条件

- サービスの提供範囲は、2つの POP の契約者指定回線の終端間です。サービスに自営端末設備やアクセスラインは含まれません。
- 契約の単位はリンク毎です。
- POP の設置拠点は当社が別に申込書に定めます。
- 料金メニューには固定型料金と従量型料金があります。
- 従量型料金の月額利用料金は基本額及び加算額があり、その計算方法は別途当社が定めます。
- 最低利用期間はサービス開始日から起算して一年間です。
- 品目、利用プラン及び具体的な料金は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
通網工事費(トランジットサービス(VLINK))
 - 月額利用料金
トランジットサービス(VLINK)使用料

4. グローバルバーチャルリンクに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

グローバルバーチャルリンクをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容及びサービス品質の基準に達しなかった場合の料金の返還は、「3) 保証内容と返還方針」に従います。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 定義

本提供条件書においては、以下の用語は以下のことを意味します。本提供条件書で示した定義は、本提供条件書のみ適用されます。

- NTT Com バックボーンとは、当社がグローバルバーチャルリンクを提供する POP から構成され、当社が保有し運用するネットワーク基盤を意味します。
- ネットワーク故障とは、契約者のグローバルバーチャルリンクを連続して 15 分以上全くトラフィックが通過できない状態が継続したことを当社が測定した事象を意味します。
- 遅延時間とは、当社が測定する NTT Com バックボーン内の契約者のグローバルバーチャルリンクを提供するために用いられる経路におけるパケットの往復に要する時間の、1の暦月における平均値を意味します。
- パケットロスとは、当社が測定する NTT Com バックボーン内の契約者のグローバルバーチャルリンクを提供するために用いられる経路におけるパケットの、1の暦月における平均損失率を意味します。
- ジッタとは、当社が測定する NTT Com バックボーン内の契約者のグローバルバーチャルリンクを提供するために用いられる経路におけるパケットの伝送時間のゆらぎを意味します。
- 返還対象月額利用料金とは、料金返還の事由が発生した暦月の月額利用料金(従量型料金の加算額を除きます。以下、同じとします。)となります。ただし、当該暦月において月額利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が返還対象月額利用料金となります。

3) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、契約者のグローバルバーチャルリンクのネットワーク故障が生じた場合、契約者のグローバルバーチャルリンクのネットワーク故障の1の暦月における累積時間(1時間に満たない端数は1時間に切上げします。)の1時間毎に返還対象月額料金の1日相当分の金額を返還します。

(2) 遅延時間

当社は、契約者のグローバルバーチャルリンクの該当する NTT Com バックボーンの区間の遅延時間が1の暦月において当社のホームページに定める基準値を超過した場合、返還対象月額利用料金の1日相当分の金額を返還します。

(3) パケットロス

当社は、1の暦月において契約者のグローバルバーチャルリンクのパケットロスが 0.3%を超過した場合、返還対象月額利用料金の1日相当分の金額を返還します。

(4) 平均ジッタ

当社は、1の暦月において、契約者のグローバルバーチャルリンクのジッタの平均値が 0.25ms を超過した場合、返還対象月額利用料金の1日相当分の金額を返還します。

(5) 最大ジッタ

当社は、1の暦月において、1の測定における契約者のグローバルバーチャルリンクのジッタの最大値が 10ms を超える回数が全測定回数の 0.1%を超えた場合、返還対象月額利用料金の1日相当分の金額を返還します。

4) 測定

当社は、定期的に(平均して 5 分毎に)、当社の指定する POP においてトラフィック及び応答を測定できるソフトウェア及びハードウェアを用いて SLA に係る値を測定します。この場合、全ての POP が直接的に測定されるものではなく、また契約者のパケットを伝送した経路と同一の経路が測定されるとは限りません。

5) 返還申請

SLA に係る料金返還を受けるためには、契約者は当社に返還申請を行う必要があります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。可用性に係る料金返還は、ネットワーク故障のあった日から 60 日以内に返還申請をしてください。遅延時間、パケットロス、平均ジッタ又は最大ジッタに係る料金返還は、当該月末から 60 日以内に返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。

本 SLA の如何なる規定にも関わらず、1の暦月の返還額の合計は、返還対象月額利用料金の額を超えないものとします。

6) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い義務)第4項の規定を適用します。

(1) 以下の事項に起因し又は関係した不具合による場合

- (i) 天災等、当社の不可抗力による場合
- (ii) サービス提供範囲外における故障の場合
- (iii) 計画的または緊急の保守や更改による場合
- (iv) 当社の直接的な支配外にある DNS に係る不具合等の場合
- (v) 計測機器の故障等により、誤って SLA 対象と報告された場合
- (vi) 過失、意図的な不正行為、本規約に違反した契約者または契約者が指示した他の者による作為または不作為の場合

(2) 当該グローバルバーチャルリンクが以下の状態にある場合

- (i) 可用性について、当社がネットワーク故障を観測した時点において利用中止または利用停止となっていた場合
- (ii) 遅延時間、パケットロス、平均ジッタ、最大ジッタについて、当該暦月の全期間において利用中止または利用停止となっていた場合
- (iii) 遅延時間、パケットロス、平均ジッタ、最大ジッタについて、当該暦月に契約の締結若しくは解除があった場合

附 則(平成 19 年 9 月 18 日 グ G I N 第 700231 号)
(実施期日)
この規約は、平成 19 年 9 月 28 日から実施します。

附 則(平成 20 年 4 月 25 日 グ G I N 第 800027 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 30 日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成 21 年 1 月 29 日 グ G I N 第 800057 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 2 日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 4 この附則実施の際現に、グローバル IP ネットワークサービス利用規約で提供するスマートコンテンツデリバリー契約者は、当社が提供するグローバル IP ネットワークサービス利用規約の規定により、次の条件で引き続き契約サービスを提供するものとします。

1) メニュー

グローバル IP ネットワークサービス	種類		SLA
	スマートコンテンツデリバリー	ストリーミング	
	付加サービス	海外配信(米国配信)	対象外
		海外配信(欧州配信)	対象外

2) ストリーミング提供条件

- (1) 映像や音楽をストリーミング形式で配信するサービスです。ストリームサーバ上にあらかじめ蓄積されたファイルの再生を行う On-demand 形式と、映像の記録や配信と同時に再生のできる Live 形式をサポートいたします。
- (2) ストリーミング配信可能フォーマットは Microsoft Windows Media です。
- (3) サービスプランは別途申込書に定めます。
- (4) 契約期間はサービスの利用開始日から起算して一年間です。
- (5) On-demand 形式、Live 形式ともに提供可能なログ形式は当社指定のフォーマットになります。
- (6) 本サービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が「スマートコンテンツデリバリーご利用時の技術情報」に定めるところに従うものとします。
- (7) ご請求する料金の種類は以下の通りです。

○初期費用

ストリーミング工事費

○月額料金

ストリーミング使用料(基本額)*1

ストリーミング使用料(加算額)*2

(*1) 基本額とは、申込書に定めるサービスプランの使用料です。その月のご利用データ伝送量がサービスプランに含まれるデータ伝送量を超えない場合であっても、基本額はお支払いいただきます。

(*2) 加算額とは、サービスプランに含まれるデータ伝送量を超えた超過データ伝送量(*3)の使用料です。

(*3) 超過データ伝送量計測方法

i) 月末に、契約者が指定した国内及び海外に設置されたキャッシュサーバから代理配信された一ヵ月間(日本標準時間JSTによる1日の午前0時から末日の午後12時)のデータ伝送量を当社の計測機器によって測定いたします。

ii) i)の伝送量を合計します。

iii) ii)で得られた合計値からご契約のサービスプランに含まれるデータ伝送量を引いたものが超過データ伝送量になります。

3) 海外配信(米国配信、欧州配信)

- (1) 海外配信(米国配信、欧州配信)とは、海外(米国又は欧州)に設置されたキャッシュを利用してコンテンツ配信を行うサービスです。
- (2) ストリーミングをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。

- (3) その他詳細な技術条件は、当社が「スマートコンテンツデリバリーご利用時の技術情報」に定めるところに従うものとします。
- (4) ストリーミングに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
なお、料金のご利用地域毎に発生します。
- (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - (i) ストリーミングにて海外配信をご利用の場合
 - 初期費用
ストリーミング工事費(米国):米国に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合
ストリーミング工事費(欧州):欧州に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合
 - 月額料金
ストリーミング使用料(米国):米国に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合
ストリーミング使用料(欧州):欧州に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合

4) ストリーミングに係るサービス品質保証(SLA)
ストリーミングサービスは SLA の対象外です。

附 則(平成 21 年 6 月 25 日 グ G I N 第 900095 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成 21 年 6 月 25 日 グ G I N 第 900096 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 7 月 6 日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成 21 年 11 月 26 日 グ IPB 第 900427 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 12 月 1 日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成 23 年 1 月 17 日 グ IPB 第 000343-1 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 1 月 18 日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成 23 年 3 月 25 日 グ IPB 第 000493 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成 23 年 7 月 4 日 グ IPB 第 100119 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 7 月 6 日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成 23 年 7 月 22 日 グ IPB 第 100151 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 7 月 26 日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成 25 年 9 月 19 日 NS才第 300219 号)
この改正規定は、平成 25 年 9 月 27 日から実施します。

附 則(平成 25 年 11 月 22 日 NSク第 300210 号)
この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日 NSク第 300337 号)
この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日 NS才第 300504 号)
この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 4 月 30 日 NS才第 400034 号)
この改正規定は、平成 26 年 5 月 1 日から実施します。

附 則(平成 28 年 2 月 22 日 NS才第 500322 号)
この改正規定は、平成 28 年 2 月 22 日から実施します。

附 則(平成 28 年 7 月 19 日 NS才第 00063971 号)
(実施期日)
1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 19 日から実施します。

- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に提供している DDoS プロテクトンサービスに係るイベント料の計算方法については、なお従前のおりとしします。

附 則(平成 29 年 6 月 28 日 CL第 00207352 号)
(実施期日)
1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に提供しているスマートコンテンツデリバリーについては、この改正規定実施の日において以下のサービスとみなし、関わる規約についても以下規約にて取り扱うものとします。また、この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった現に提供しているスマートコンテンツデリバリーの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

サービス名：コンテンツデリバリーネットワーク プラン 1
規約名：コンテンツデリバリーネットワークサービス利用規約

附 則(平成 29 年 7 月 26 日 NS才第 00220683 号)
この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

附 則(平成 29 年 12 月 11 日 NS才第 00274090 号)
(実施期日)
1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 11 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加サービスについては、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加サービスとみなして取り扱うものとします。

付加サービス DDoS プロテクションサービス	付加サービス DDoS プロテクションサービス DPS Core
----------------------------	--

附 則(平成 30 年 9 月 26 日 NSク第 00395102 号)
この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(平成 30 年 11 月 28 日 NS才第 00420521 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 12 月 3 日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加サービスについては、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加サービスとみなして取り扱うものとします。

付加サービス DDoS プロテクションサービス DPS Core DDoS Mitigation 機能	付加サービス DDoS プロテクションサービス DPS Core DDoS On-Request Mitigation 機能
--	---

附 則(令和元年 6 月 26 日 NS才第 00513482 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。
(経過措置)

2 削除

3 削除

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(令和 2 年 2 月 27 日 NSク第 00609824 号)
この改正規定は、令和 2 年 3 月 2 日から実施します。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日 NSク第 00625664 号)
この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。

附 則(令和 2 年 4 月 27 日 DPSサ第 00642962 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 27 日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

(その他)

4 NS才第 00513482 号(令和元年 6 月 26 日)の附則の 2 及び 3 を令和 2 年 4 月 27 日をもって削除します。

附 則(令和 4 年 6 月 23 日 DPSサ第 00934924 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和 4 年 6 月 30 日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。